

子ども・子育て

各種手当の金額改定

法律に基づき物価スライド制を採用していることから、次のとおり改定します。

改定内容

種別	改定前月額	改定後月額
特別児童扶養手当(1級)	56,800円	58,450円
特別児童扶養手当(2級)	37,830円	38,930円
特別障害者手当	29,590円	30,450円
障害児福祉手当	16,100円	16,560円

種別	改定前月額	改定後月額
児童扶養手当 全額支給	46,490円	48,050円
児童扶養手当 一部支給	11,010円 ～46,680円	11,340円 ～48,040円

※児童扶養手当は、2人目以降の児童の加算額も改定されます

改定月 令和8年4月分から

問合せ先 特別児童扶養手当、児童扶養手当▶えにわっこ応援センター(☎33-3131内線1243)、特別障害者手当など▶障がい福祉課(☎33-3131内線1216)

紙おむつ使用世帯等ごみ袋無償配布

対象 ①令和8年4月1日(基準日)現在で恵庭市に住所があり、3歳未満の乳幼児がいる世帯 ※生まれた月から3歳の誕生日の前月までが交付対象②基準日以降に転入、出生した世帯
配布方法 ①5月1日以降に郵送②各手続き時に市役所窓口で配布
配布枚数 容量10リットルを月10枚×該当月分(最大120枚)
問合せ先 子ども政策課(☎33-3131内線1237)

自転車用ヘルメット 普及促進モニター募集

市内在住の高齢者を対象に、自転車用ヘルメットの普及促進モニターを募集します。参加者にはヘルメットを配布し、交通安全活動への参加・協力をお願いします。

■モニター対象期間

ヘルメット配布～11月30日(月)

■対象者

- ・4月1日時点で65歳以上の人
- ・市内に居住している人(住民基本台帳に記録されている人)
- ・交通安全運動推進委員会の実施する交通安全活動にできるだけ参加・協力できる人
- ・モニター事業実施後のアンケートに回答できる人

■募集モニター数 25人

■申請方法

4月30日(木)までに窓口、郵送、ファクス、メール、電子申請 ※添付書類として身分証(住所、氏名、生年月日が確認できるもの)の写しが必要



■その他

ヘルメット配布時にモニター説明会を実施します(5月下旬～6月上旬予定)

自転車用ヘルメット 購入費助成事業

幼児から児童を対象に、自転車用ヘルメットの購入費用を一部助成します。

■対象者

- ・平成26年4月2日～令和5年4月1日生まれの人
- ・市内に居住している人(住民基本台帳に記録されている人)

■対象となるヘルメット

- ・新品のものであること
- ・市内の店舗で購入したものであること
- ・令和8年4月1日以降に購入したものであること
- ・自転車用に製造されたものであること
- ・下記のいずれかの安全性の認証を受けたものであること
SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSCマーク

■助成金額 上限3,000円(3,000円以下は全額)

■助成個数 100個(先着)

■申請方法

5月7日(木)～11月30日(月)に窓口、電子申請

※添付書類としてレシートまたは領収書、身分証の写し、安全認証マークの写ったヘルメットの写真、振込先情報のわかるものの写しが必要



問合せ・申請先 恵庭市交通安全運動推進委員会事務局(生活環境課内)

〒061-1498 京町1/ ☎33-3131 内線1185/FAX33-3137/メールseikatsukankyoku@city.eniwa.hokkaido.jp



番号	行事名 (内容) 日時【会場】※申込開始日時、参加料	番号	行事名 (内容) 日時【会場】※申込開始日時、参加料
1	サンデーパパ (ホールで思い切りからだを動かして遊ぼう) ①4月12日(日)②4月26日(日)各日10時～11時30分、13時～15時30分 【子育て支援センターえにわ】※申込不要	2	母乳育児相談 4月22日(水)9時30分～12時【子育て支援センターはくよう】 ※申込開始日時4月8日(水)9時～
3	ハッピーデー♪ 毎日が誕生日 (「お誕生日」をお祝い) 恵庭、島松、柏陽の各子育て支援センター開設日 ※希望する支援センターへ電話で申し込み ※誕生月の前月に申し込みください	4	リラックス・リフレッシュ! リラママ (フラダンス) 5月15日(金)10時～11時30分【子育て支援センターしままつ】 ※申込開始日時4月24日(金)9時～
5	ミニミニえほんのひろば 4月9日(木)11時～11時15分【子育て支援センターこがね】 ※申込不要	6	元気いっぱいホールの日 (ホールならではの遊具遊び) 4月22日(水)9時30分～11時15分【子育て支援センターこがね】 ※申込不要
7	ちびっこランド (大型遊具で遊べます) ①4月10日(金)②4月24日(金)各日10時～11時30分 【子育て支援センターめぐみの】※申込不要	8	ままとキッズのおやつじかん 4月15日(水)9時30分～11時【子育て支援センターめぐみの】 ※申込不要
9	こどもの日を楽しもう (製作や簡単なゲームなど) 4月27日(月)10時～11時【子育て支援センターめぐみの】 ※申込開始日時4月13日(月)9時30分～	10	スポーツ練習場の日 (大型遊具で遊べます) 4月3日(金)9時30分～11時30分【子育て支援センターかしわ】 ※申込不要
11	にじもり (もりCafé) 4月8日(水)10時～11時30分【子育て支援センターかしわ】 ※申込受付中、参加料300円(お菓子代)		

【問合せ・申込先】

1 ▶ 子育て支援センターえにわ (☎080-8295-6547) 2～3 ▶ 子育て支援センターはくよう (☎33-0037)
 4 ▶ 子育て支援センターしままつ (☎080-8297-5101) 5～6 ▶ 子育て支援センターこがね (☎080-8296-1308)
 7～9 ▶ 子育て支援センターめぐみの (☎37-6020) 10～11 ▶ 子育て支援センターかしわ (☎080-8292-2709)

「食費等生活支援給付金」の案内

対象世帯

令和8年1月1日(基準日)時点で恵庭市に住民登録があり、下記のいずれかに該当する世帯
(1) 住民税非課税世帯 (2) 住民税均等割のみ課税世帯 (3) 住民税所得割が5万円以下世帯
 ※「令和7年1月2日以降に国外から転入してきた者がいる世帯」など支給対象外となる要件あり。
 詳しくは下記まで問い合わせ、または市ホームページで確認。

支給額

1世帯あたり2万円

案内文送付時期

4月上旬頃(予定)

申請期限

6月1日(月)(必着)

申請が不要な世帯

『恵庭市食費等生活支援給付金の給付について(ご案内)』という文書が届いた場合は、申請の必要はありません。
 ただし、案内文に記載されている内容に変更がある場合は、別途申請が必要となりますので注意してください。

申請が必要な世帯

以下の世帯には、『恵庭市食費等生活支援給付金の申請について(ご案内)』という文書を送付します。支給対象世帯に該当する場合は、同封の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、返信用封筒で返送してください。

- ・公金受取口座の登録がないなど、市で口座情報が確認できない世帯
- ・令和7年1月2日以降に恵庭市へ転入した人を含む世帯で、市で課税状況が把握できない世帯

※いずれの文書も、基準日(令和8年1月1日)現在の住所あてに送付します。郵便物の転送手続きをしていない人や、長期間家を空ける人は注意してください。書類が届かない場合は、問い合わせください。

本給付事業は、(株)NTTネクシアに事務を委託しています。文書の送付元や返送先、問合せ先は恵庭市ではありませんが、振り込め詐欺ではありませんので安心してください。

問合せ先

専用コールセンター (☎011-330-8460) ※4月1日～6月5日
 福祉課 食費等生活支援給付金担当 (☎0123-33-3131 内線1211) ※4月1日～6月5日の期間外のみ